

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会の結果について

平成 31 年 1 月から 2 月において実施した市民懇談会に、延べ 85 人の市民に参加いただき、多くの意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、平成 31 年 2 月定例会に都市計画税条例（案）を提案する予定です。

1. 市民懇談会の開催実績

	日 時		会 場	参加者数
1	1 月 20 日（日）	15：00～16：00	図書館本館ホール	5 人
2	1 月 26 日（土）	10：00～11：30	コミセンみかみ	11 人
3	1 月 30 日（水）	19：00～21：00	コミセンひょうず	8 人
4	2 月 1 日（金）	(14：00～15：30)	コミセンしのはら	0 人
5		19：00～20：50	野洲文化ホール	19 人
6	2 月 2 日（土）	10：00～11：15	コミセンぎおう	8 人
7		19：00～20：30	コミセンきたの	6 人
8	2 月 3 日（日）	10：00～11：50	コミセンなかさと	28 人
延べ参加者数				85 人

2. 市民懇談会で出された主な意見

(1) 制度について

- 市街化区域にだけ課税されるのは、不公平である。
- 都市計画税ではなく、固定資産税や市民税の税率変更など、全市民が広く・薄く負担すべきではないか。
- 市街化調整区域の土地は売ろうと思っても売れない。一方で市街化区域は利便性も高い状況で、都市計画事業のために市街化調整区域にも広く課税することは反対である。
- 都市計画税は、もっと以前から導入しておくべきだった。

(2) 用途について

- 受益や還元というが、駅前周辺にだけ投資され、自分の住む地域にメリットがないのではないか。
- 具体的な事業計画や必要経費を示したうえで、都市計画税の検討を進めるべきではないか。
- 都市基盤整備は、都市計画税を充当していただき、高齢者支援や安全対策など各地域の課題にも、しっかりと財源を充てていただきたい。

(3) まちづくりについて

- 今後、目指していくまちの姿やビジョンを示したうえで、都市計画税の検討を進めるべきではないか。
- 都市基盤整備を進めれば、自然と人口は増えていく。スピード感を持ってまちづくりを進めて欲しい。

(4) 周知・時期について

- 都市計画税の導入検討について、突然のことで、性急に決定しようとしているように見える。市民生活に影響する重大な課題であるから、もっと時間をかけて慎重に検討すべきではないか。

3. 都市計画税の導入（案）

(1) 課税の対象となる区域・資産

- 市街化区域内に所在する土地・家屋
- 市街化調整区域のうち次に掲げる区域に所在する土地・家屋
 - (ア) 「細流の郷」地区計画の区域
 - (イ) 「野洲リバーサイドタウン」地区計画の区域
 - (ウ) 「小篠原台」地区計画の区域

(2) 納税義務者

- 毎年1月1日現在、課税対象区域内に土地・家屋を所有する者

(3) 税率

- 0.2%

(4) 今後の予定

- 平成31年2月定例会に「野洲市都市計画税条例（案）」を提案
- 可決された場合、公布の日（平成31年4月1日）から施行し、2020年度（平成32年度）分の都市計画税から適用する。

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第1回）

日時	平成31年1月20日（日） 15:00～16:00
会場	野洲図書館本館 ホール
参加者	市民5人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長、小池企画調整課長、企画調整課員2名 （総務部） 山本税務課長 （都市建設部） 布施都市計画課長

発言要旨		分類
意見	都市計画税と固定資産税は、どこが違うのか。	制度
回答	税には、課税対象として所得に着目したものと、資産に着目したものがある。そして、税の用途としては、一般財源として福祉・医療・教育など様々な分野に使われるものと、目的税として用途が限られているものがある。都市計画税は、資産に着目した税で、都市施設の整備という用途に限定されたものである。一方、固定資産税は、同じく資産に着目した税であるが、用途を限定していないものである。	
意見	主な都市基盤整備事業に、過去12年間で投入した一般財源が約70億円であり、年間平均6億円程度である。税率0.2%では約3.5億円の収入見込みであり、足りていないと思うが、税率はどのように設定したのか。	導入(案)
回答	都市計画税の税率は、0.3%が上限である。大津市、草津市などは0.3%で課税しており、本市でも検討したが、土地の規模などからすると守山市や栗東市並で0.2%課税と考えている。足りない分は一般財源を充当するが、3.5億円の都市計画税でも多くの事業ができるようになる。これまで主な都市基盤整備事業に投入してきた一般財源は、年平均6億円程度であるが、各年度における増減も考慮して税率0.2%を提案したものである。	
意見	各年度の増減は分かるが、まちづくりのプランで実施しようとしていることとの整合性は図れているのか。	
回答	そこまでは図れていない。将来的にどのくらいの費用が掛かるか、試算できていない。課題としては雨水幹線整備や道路整備もまだまだ必要であるが、具体的にどの路線と示して、その整備のために税金をくださいというものではない。基本的な財政の装備として、一般的な街では、都市計画税を導入している。本市でも課題は十分にあるので、財源として制度設計をしていきたいという提案である。	
意見	都市計画税が導入されたが、何も良くなれないということにならないか懸念する。	使途
回答	そのようなことにはならない。本市では都市計画税を導入していないが、これまで駅前広場整備や道路の無電柱化、雨水幹線整備などを進めてきた。しかし、国道8号バイパスや天津湖南幹線などの整備が進む中で、せっかくの可能性を活かそうとすると新たな道路を整備するなど基盤整備が必要となる。それに加えて、本市は都市公園が少ない。街中に市民が活動したり憩える公園が必要である。そうしたことを考えると、基本装備として財源を確保したうえでないと個別の議論ができない。	

発言要旨		分類
意見	うちのマンションでも住民同士が話をするが、都市計画税について話題にならない。あまり知られていないのではないかと。固定資産税と一緒に考えていて、あまり関心がないのだろう。	周知
回答	全ての市民に情報を伝えて意見を伺うということは、諦めはしないものの困難である。また一般的に税は誰もが増やして欲しくはないので、パブリックコメントには馴染まない。コミュニケーションを取ったうえで議論して、案にしていけないと成立しない。最後は、市民代表である議員が調査研究して、決めていただかないといけないと考えている。	
意見	今後の動きとしては、どのようなスケジュールを考えているのか。	時期
回答	よほどの強硬な反対や対案がなければ、本年3月の市議会に条例提案を考えている。	
意見	他の目的税であれば、例えば入湯税は「温泉の井戸の修繕に使われま	周知・用途
回答	す」などの説明が書かれている。都市計画税についても、もう少しこのようなものに使いたいという具体的な目的があった方が分かりやすい。	
回答	例えば都市公園の整備に充当することが考えられる。ただし、どこに作るかという議論を先に始めてしまっても、財源もないのに具体的な議論は出来ない。入湯税も、どこの井戸をどう直すかということまでは書かれていないと思う。	
意見	PRの方法は、私も周りの人に聞いてみようと思う。	
意見	市民懇談会への参加者が少ない。広報には掲載されているのか。最近ではスマートフォンを持っている人は、新聞を購読しておらず、広報が届かない。もっと他に知らせる方法を考えないといけないのではないかと。	周知
回答	広報1月号やホームページに掲載している。	
意見	検索までする関心はないのではないかと。	
回答	広報は最大限行っている。新聞もインターネットを含めて記事になっている。話し合いの場についての広報も、もう一段努力していく。	
意見	都市計画税を導入して、もし財源が余ったらどうするのか。繰越すのか。	制度
回答	基金を創設し、そこに繰り入れることになる。いずれにしても、大きな事業をしようとするならば一定の財源がなければできない。過去の実績を見る限りでは、財源が余るということはないと考えているが、もし余るような状況になれば、基金に繰り入れて翌年度以降に支出することになる。その内容については、広報などでお知らせすることを考えている。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第2回）

日時	平成31年1月26日(土) 10:00～11:30
会場	コミセンみかみ 大ホール
参加者	市民11人
出席職員	市長 (政策調整部) 竹中部長、吉田次長 (企画調整課) 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	直近で市街化編入された地区では、何の計画もなく、突然編入されたように思う。まちづくりがうまく計画されておらず、行き当たりばったりな感じがする。大津・湖南都市計画区域の中では、一番立ち遅れているのではないか。もっとまちづくりを住民に提示しながら開発していく必要があるのではないか。	まちづくり
回答	まちづくりは、こうしていくという絵図があるべき。過去には、駅前は大商業ゾーンにするという話だった。今となっては商業ゾーンどころか住宅ゾーンでもない。草津や栗東は、先にそうしたゾーン計画をした後に、まちが出来てきているので、良い形のまちづくりができています。野洲市ももっとしっかりした絵図を描いてほしい。	
意見	平成28年にまちづくりビジョンを策定されているが、数値目標として何年度に何%まで市街化割合を増やしていくのか、そのためにどうしていくのかという具体的な計画まで提示されているのか。	まちづくり
回答	割合で言うと、ごく一部にしかない。合理性で既存市街地とどのように連たんするのか、道路整備はどうするのかといったことを考えないといけないので、市街化割合は結果である。割合を上げていくというよりは、良いまちづくりをしていくことで、結果的に割合が高まっていくもの。 これからどれだけ市街化区域を増やしていくかというと、大津・湖南都市計画区域全体での調整となるが、国道8号バイパス及び大津湖南幹線の沿線と、市街化調整区域の地区計画区域を優先的に市街化区域にしていく絵を描いている。	
意見	税額の算出例が4つほど示されているが、平成21年度当時に反対があったのは、どのパターンの地域なのか。	導入(案)
回答	算出例は、あくまでパターンであるが、近いのは1番と2番の間くらいのイメージである。	
意見	新快速の停まる草津や守山は、まちの風景がどんどん変わってきているが、野洲はここ20年くらいほとんど景色が変わっていない。その理由は、説明にあったように都市基盤整備ができていないためだろうと思う。野洲は始発・終着駅でもあるので、もっと発展しても良いはず。それがこのような状況なのは残念であるので、市が提案する都市計画税はある程度必要だと思う。	まちづくり
回答	こうしたことは目に見えるものであるが、目に見えない福祉施策などについて、野洲は他市に比べてどうなのか。	

発言要旨		分類
回答	福祉施策の水準は上げている。保育園の待機児童解消、中学校における給食実施、学校施設の耐震化とエアコンの整備など実施してきている。学童保育所でも待機児童なしで実施しているが、全国的にもこれは珍しい。現時点で福祉はかなり充実している。 今は問題ないが、今後、伸びていけるかどうかというところで、都市計画税を提案しているものである。	まちづくり
	なお、事業所は設備投資が盛んで、従業員数も含めて大きく変わってきている。また国道8号バイパスの開通を見越してのことだと思うが、事業用地の要望も多い。まちが変わっていないということであるが、事業所はどんどん変わってきている。	
意見	事業所で増やされた従業員の住宅需要が、野洲で対応できないものかと思う。	
回答	まさにそれを狙っている。市内事業所の従業員のうち、約25%弱しか市内に住んでおられない。守山、栗東で人口が増えているのは、実際は野洲事業所に勤めている人が住んでいるのであって、野洲市内でもっと住宅供給をしていかないといけな。計画的に増やしていきたい。	
意見	近江富士団地の道路はガタガタで、農道よりも悪い状態である。我々は、後から望んでもいない市街化区域になって、税金を取られることになる。工業団地を作るときに、どれだけ当時の野洲町が良い話をしたか。それができていないのだから、都市計画税を充てようとしても無理である。近江富士団地は衰退の一途である。幼稚園、保育園、マーケットがなくなって、若い人が住んでも生活に困られている。どうやって解決してくれるのか。	まちづくり
回答	これからまちづくりを進めていく。国道8号バイパスが整備できれば、交通条件が変わって、大きく状況が動くと考えている。	
意見	三上学区においても、下流の排水対策ができていないために開発の際に大規模な調整池が必要であったり、通学路の安全対策、国道8号バイパス整備を契機とした市街化編入、高齢化問題への対応など、多くの課題がある。 そうした課題に対して、限られた財源を有効に使っていただきたい。そのため、都市計画税で都市基盤整備をしっかりとやってもらって、今まで要望しているそれぞれの地域の課題に一般財源を使ってほしい。	まちづくり
	近江富士団地がどのようなまちか住民に聞いてみると、自然が近くて、静かなまち、そして災害がないところ、という答えが返ってくる。けれど、逆に言うとお店もなく、買い物に不便であるし、避難所に指定されている保育園もなくなってしまう。もっと高齢者でも住みやすいまちづくりというものを考えてほしい。 個人的には、都市計画税の導入は仕方がないかと思う。けれど、みんなに納得してもらわないといけな。例えば、近江富士の場合でもいろんな問題を抱えているので、具体的な施策が見えてくると、納得できると思う。	

発言要旨		分類
意見	先日、ある自治会の会長が都市計画税の導入について話をしに来られた。その際に心配しておられたのが、病院のことである。病院事業がうまくいかなかったら、市民に大きな負担が掛かってくる。だから病院事業の動向を見てから都市計画税を導入すべきではないかという話だった。 確かにみんなに負担が掛かる話であるので、みんなが納得できるように説明いただきたい。やはり住みよいまちづくりのために税金を納めるのだから、自分たちの住むまちがどうなっていくのかということが理解できれば、賛成いただけると思う。そのため、道路整備に使いますというだけではなく、そういうビジョンというのが見える説明があったら良いと思う。	まちづくり
回答	三上保育園は、元々耐震化ができておらず危ない建物だったので、幼稚園と一体的に整備して効率的な運営をしようとするものである。 市内の避難所は、基本的に既存の公共施設に位置づけているだけなので、もう一段階の安全対策が必要であるし、今後は各地域にそうした避難できる場所が必要だと考えている。	
	市民病院整備事業と都市計画税の導入検討は、直接関係がない。病院整備事業は、透明性を保って計画を示している。仮にうまくいかなかったとしても、都市計画税で穴埋めをするということはない。	
	高齢化に向けた対応については、まず平成31年度からコミュニティバスを2路線増やす予定である。これにより、近江富士団地の場合は、駅への路線と、図書館への路線の両方を使えるようになる。 これについては、一般財源を使うことになるが、都市基盤整備の部分には他のまちと同様に都市計画税を充てることによって、今後更にバス路線を増やすなどのサービスを充実させていけるようになるので、提案しているものである。	
意見	前回、平成21年度当時に一部の自治会からの反対もあって導入を見送られたことによって、12年間で約70億円的一般財源を使ってきた。本来、やるべきことができていないということもあるかと思う。そういうことから、反対意見はあると思うが、今回はぜひ進めていただかないと、歪なことが広がってしまうと思う。	その他
回答	都市計画税は、全額が市民に還元されるものである。税金によっては、課税と徴収の仕組みまで制度設計しないといけないが、都市計画税は良い意味で簡便にできる。課税・徴収コストは大きく掛からないので、透明性を保って、全額を市民に還元していく。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第3回）

日時	平成31年1月30日（水） 19:00～21:00
会場	コミセンひょうず 大ホール
参加者	市民8人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	突然、都市計画税の導入検討の話が出て、非常に驚いている。平成21年のときは、丁寧に説明いただいていたが、今回は非常に性急な決定をしようというように見えて驚きを禁じえない。ゆっくりと市民に分かりやすいように説明いただければ良いが、市民懇談会の参加状況を見ていると、なかなか市民に浸透していないように思う。	時期
回答	<p>前回の平成21年度当時にも議論していて、今回はその続きである。加えて、国道8号バイパスや大津湖南幹線の計画が具体的に動き出したので、将来のまちづくりを考えたときに、このインフラ効果を生かした市街化区域の拡大や街路整備などを行っていくために、標準的な財政の装備として都市計画税を提案している。</p> <p>急にと言われるが、逆にどれだけの時間をかければ良いのかとなる。先日も、朝夕に駅前では車を配って広報活動を行ったが、関心を持っていた方は少ない。当然、市民のみなさんの理解は必要なので、最大限のことはしていくが、最終的には市民代表である議会での熟議・議決に委ねることになる。</p>	
意見	税制度は、公平・公正であるべきだと思う。その点、都市計画税は、市域13%の市街化区域が対象ということで、著しく公平さを欠くのではないか。	制度
回答	市街化区域と市街化調整区域では、土地利用の自由度が違う。市街化調整区域では、簡単に宅地開発ができずに家が建てられない。都市計画税は、そうした自由度の違いに着目している。	
意見	市街化調整区域でも、市街化区域と何の遜色もないところもあるし、逆に同じ市街化区域でも、駅前と郊外が同様に扱われるのも違和感がある。	制度
回答	市街化区域は、一団の都市形成がされている区域として、都市的な設備を整備して、便宜を図っている。そもそも市街化区域の割合が低すぎるのが課題であり、今後計画的に市街化区域を増やししながら、福祉・教育にも一層の取り組みをしていくなら、標準的な財政の装備として都市計画税の導入が必要である。	

発言要旨		分類
意見	道路によって市街化区域と市街化調整区域が分かれているところがあるが、道路に隔てられているだけで都市計画税が課税されたり、されなかったりするの是非常に不公平感がある。まず、市街化区域の見直しをして、こういうまちづくりをするんだということを明確にしてから、都市計画税の導入検討をするべきではないか。	まちづくり
回答	現在2020年度に予定されている区域区分の見直しに向けて、準備を進めている段階であり、平成28年3月に策定したまちづくりビジョンにおいて大津湖南幹線沿いなど将来優先的に市街化区域に編入する地域を示している。	
意見	市民は、何が何でも反対ということではなく、まちづくりに絶対に必要だということが分かれば、協力すると思う。都市計画税しか増収の方法はないのか。固定資産税・市民税の税率を上げることや、ふるさと納税など、いろいろな方法をどこまで検討されたのか。	
回答	都市計画税の導入を提案している趣旨から、固定資産税等の税率を上げることには考えていない。ふるさと納税についても、生産性がないため、野洲市では積極的に推進していない。その他の財源についても、例えば法人市民税も、市内事業所は積極的に設備投資をされているものの、国の制度改正によって平準化されたため、かつて15～20億円程度あった税収が、今は10億円を越えない状況である。 野洲市の財政状況なら、都市計画税を導入しなくても、今後、破綻するようなことにはならないと思うが、市民のみなさんのニーズには十分にできていけなくなるだろう。最大限に工夫をしながら行政サービスを行っているが、都市計画税を導入しないなら、まちづくりもダウンサイズにしていかなければいけない。	制度
意見	都市計画税が導入されても、優先順位として、必要性の高いところに先に投資されることになる。そうすると駅周辺を先に整備されて、他の地域はいつになったら整備されるか分からない。	
回答	税というのは共通財源であり、まち全体の中で、順番に必要とするところに充当していくことになる。細かく、それぞれの地域ごとに税収がいくらだから、これだけ還元して欲しいと言い出すと、社会制度としては成り立たなくなる。	
意見	現状でも、既存の道路で整備されていないところがたくさんある。その理由は財源がないため、優先順位を設定し、できるところから手をつけているということだが、実際10年以上前から同じ状態が続いている。そういう従来の道路を整備しつつ、新しい計画も立てていただいて、両方やっていただきたい。	使途
回答	財源がないために、野洲市では都市計画道路を積極的に整備してこなかった。財源を確保したうえで、具体的な整備計画を定めていかないといけない。 また、基盤整備と維持補修の財源が一体であるために、維持補修に財源が割けない状況である。これまでからクリーンセンターの整備、こども園の整備、学校の耐震化など、大きな課題に取り組んできており、今までの10年よりは、良い状態でまちづくりを展開できると考えている。	

発言要旨		分類
意見	市街化区域でも、道路が狭く、家の敷地まで自動車を入れられない。そういうところと、新しく道路を整備し、住宅開発がされた場所とを同じように扱ってもらっては困る。	制度
回答	都市計画税を導入していれば、例えば今後、地権者のみなさんが土地区画区整理事業を行おうとした際に、財源として活用できる。ニワトリとタマゴの関係になるが、この制度を採用しなければ、市街化区域の自動車が入れない道路は、今後もずっとそのままになってしまう。	
意見	これからの野洲市の経済情勢とか、人口変化などについても、検討されているのか。今後、明るい展望は開けていくのか。	まちづくり
回答	現在の人口推計では、平成32年に51,500人と見込んでいる。来年度から、総合計画の見直しに着手するので、そこで人口推計も見直していくことになるが、今のままだと2040年に向かって、守山、栗東、草津よりも早く、人口は減少していく見通しである。 ただし、野洲市内に住宅地がないために、近隣市に人口が流出していると思われる。住宅地となる市街化区域を拡大し、道路整備を行っていけば、人口は増えるだろう。企業も積極的に設備投資をされており、地価も下がっていないので、展望は明るいと考えている。	
意見	税率は、今後上がる可能性があるのか。	導入(案)
回答	税率を上げるつもりはない。将来的にも、市街化区域が増えれば財源も増えるので、税率は0.2%を前提に考えている。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第5回）

日時	平成31年2月1日(金) 19:00~20:50
会場	野洲文化ホール 小ホール
参加者	市民19人
出席職員	市長 (政策調整部) 竹中部長、吉田次長 (企画調整課) 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	税率0.2%の根拠は何か。	導入(案) 用途
回答	都市計画税率の上限は、地方税法で0.3%と定められているが、本市において現状、都市基盤整備に投入している一般財源の実績額及び近隣の守山市・栗東市の税率が0.2%であることを踏まえて、提案しているもの。	
意見	今の説明では、都市計画税を現状維持のために使うように聞こえるが、新たに市街化区域を増やし、都市施設を充実させるために使うのではないのか。	
回答	今後、都市公園整備や土地区画整理事業など、まちの発展と安全確保をしていこうと思ったら、都市計画税を導入しないとできないので、決して現状維持ではなく、既成市街地の安全向上と、新たな展開のための財源である。	
意見	前回の平成21年度と説明内容に大きな違いがないように思う。平成21年度から今までの間に、市街化区域の拡大のためにどのような努力をしてきたのか。また今後の計画やまちの発展についてどのように考えているのか。	まちづくり
回答	平成24年度に約17.5haの市街化区域拡大を行ったほか、竹ヶ丘や小篠原台では地区計画を設定して、住宅地への土地利用を図れるようにした。それ以外にも土地区画整理事業を行っているうえ、排水対策ができていなかった駅北口周辺の雨水幹線整備を行った。これにより、安全・快適な住環境を整備することができた。 今後の計画としては、平成28年3月に策定したまちづくりビジョンにおいて、将来優先的に市街化区域に編入する地域を示している。都市排水対策など安全度を高めながら、まちづくりを展開している。	
意見	市街化区域には受益があるという説明だが、私が所有しているのは生活するための土地と家である。資産運用するようなものではないため、土地の価値が上がっても、日常生活には、直接的には何のメリットもない。	制度
回答	まちという基盤があって、私達は住むことができる。今後も高齢化を踏まえたバリアフリー対策なども必要となってくる。こうした基盤整備を行うためには、その財源が必要となる。	

発言要旨		分類
意見	都市計画税は不必要とまでは言わないが、なぜ今の時期なのか。消費税も増税されるのに、今、導入しないといけないほど財政が厳しいのか。	時期
回答	財政が厳しいから都市計画税の導入を検討しているものではない。国道8号バイパスや大津湖南幹線などの整備が進むと、その間を繋ぐ街路など都市施設が必要となってくる。そのためには、標準的な財政の装備として都市計画税が必要となってくる。	
意見	市街化区域を拡大して新しい住宅が増えれば、まち全体が潤うのであって、その受益者は市民全体が受けるのではないか。したがって例えば、広く・薄く固定資産税の税率を上げたうえで、市街化区域に都市計画税を課税しても良いのではないか。	制度
回答	固定資産税は地方税法で標準税率が定められており、独自に税率を上げることは異常事態であると言える。野洲市はそこまでの財政危機ではないため、固定資産税の税率変更をすることは考えていない。良いまちをつくるために、都市計画税制度を採用するかどうかという提案である。	
意見	都市計画税を充当する事業の整備スケジュールを示して欲しい。	使途
回答	現時点では、充当事業の整備スケジュールがない中で導入検討を進めている。例えば、来年度に都市公園の整備計画について公開で検討しようと考えているが、どこに、どんな機能の都市公園を整備するかについて、先に議論をしてから税財源を求めようとするれば、この公園の整備でなければ税を負担しないという議論になってしまう恐れがある。まずは、標準的な財政の装備である都市計画税を導入すべきであると考えている。	
意見	前回、平成21年度に約800名と全体からすればごく僅かの反対署名で都市計画税の導入を見送ってしまったが、それで良かったのか。今回も同じように署名が出されたら、どうするのか。	その他
回答	署名があったから導入を見送ったのではなく、旧中主町域にある市街化区域の自治会長が連名で反対をされ、他の課題も合わせて、合併の是非にまで議論が及ぶことが考えられたので、無理をせずに見送ったものである。 なお今回は、議員の熟議に委ねる方針である。既に先の定例会でも、色々なご意見をいただき、お答えしている。反対署名が出てきたとしても、議会へ条例を提案しようと考えている。	
意見	市内全域に広く・均等に課税をしたほうが良いという意見があったが、市街化調整区域の現状を知ってほしい。市街化調整区域の田や住宅は、資産価値がなく、売ろうと思っても全く買い手が見つからない。私は、今は駅前のマンションに住んでおり、税が有効に使われるのであれば、利便性の良いところに課税されるのは納得できる。しかし、買い物に出かけるにも不便で、買い手もつかない市街化調整区域の土地・家屋にまで、広く課税するというのであれば、それは納得ができない。	その他
	なぜ、もっと早くに都市計画税を導入しなかったのか。一部の自治会の強い反対があったからというが、そんなことで現在に至っているのは遅きに失している。	
回答	固定資産税は市内全域に課税しているが、それに加えて市街化区域には都市計画税を課税しようとしているもので、ご意見はそのとおりである。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第6回）

日時	平成31年2月2日（土） 10:00～11:15	
会場	コミセンぎおう	
参加者	市民8人	
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名	
発言要旨		分類
意見	税の試算で、野洲駅近郊の住宅地と郊外の住宅地とは具体的にどこか。	導入(案)
回答	野洲駅近郊の住宅地は駅から徒歩圏内、郊外の住宅地は近江富士団地である。	
意見	受益について実感がわからない。他市が導入しているから野洲市でも導入するというのは理由として弱いのではないか。	制度
回答	現在進めている雨水幹線事業により、市民の安全・安心が確保できるとともに、土地の価値も向上するので、受益はあると考える。 市内の事業所の従業員人口は増えているが、25%程度しか市内に住んでいない。職住近接が良いのだが、住むための土地が無いため、守山市や栗東市に住まざるを得ない状況である。守山市の人口増は、野洲市に住みたいが土地が無く住めない人が転出している結果とも考えられる。そういう状況を変えていかなければならない。そのためには市街化区域の拡大とともに一層の都市基盤整備が必要となる。本市の人口は今後減少する予測だが、しっかりとまちづくりを進めることができればまだまだ増える可能性はある。野洲市だけが湖南地域の中で一番早く人口が減少するのは魅力がないからではなく、都市基盤整備ができていないからである。そのため他市では都市基盤整備の財源として当たり前導入している「並の税金」を本市でも導入しようとするものである。	
意見	都市計画税は都市計画事業のための目的税であるが、福祉・教育の充実が導入の理由になっていることに違和感を覚える。	使途
回答	本市では、子育て支援、高齢者支援、安全対策などに活用できる財源が都市基盤整備にまわっている。都市基盤整備を都市計画税で引き受ければ、今までそれに充てていた財源がもう少し福祉や教育にまわせるという財政構造の是正のことを意味している。	
意見	都市計画税の導入により生み出された財源をすべて福祉と教育の充実に充てるのか。	
回答	コミュニティバスの運行に必要な財源など、通常の市民サービスの提供に必要な財源に活用する。	

発言要旨		分類
意見	都市計画税は目的税としながら、一般財源化することにはならないか。	
回答	都市基盤整備に充てる財源として法律で制度化されており、そのようなことはない。	
意見	負担する立場からのメリットは何があるのか。	使途
回答	市街化区域における都市基盤整備に充てる共通財源として制度化した上で、一定の財源が確保されれば、国の交付金や補助金も活用してより大きな事業を優先度の高いところから計画的に進めることができる。メリットと言われれば、個々の地域においても、今後整備計画を作成して実現に向けた取組みを進めていくことができる。そのための原資ができることである。	
意見	災害に対する安全・安心の事業については国や県が実施する場合もある。例えば河川改修は市単独では困難である。このことと都市計画税の導入についての関係はどのように考えればよいか。	まちづくり
回答	一級河川は国と県が責任を持って、国税や県税を活用し改修等を実施している。市が実施する災害に対する安全・安心の事業については、例えば市街地の住宅密集地であれば、排水対策や安全を保つための公園整備などが必要となる。公園がなければ都市環境が整わない。そのための財源として都市計画税が必要であり、市が責任を持って安全を守るための税金である。	
意見	導入には賛成ではあるが、野洲市にとって都市計画税は新たな税金であり、ゼロベースからの導入検討であるので説明は丁寧に行うべき。	周知方法
回答	市民懇談会を土曜・日曜日、夜間等も開催している。さらに、駅前において早朝と夕方にチラシを配った。可能な限り、丁寧に進めている。	
意見	現時点で議員からはどのような意見が出されているか。	その他
回答	会派の代表議員に話をしたところ、賛成が多いという感触である。本来は議員が提案すべきという意見もあった。都市計画税が導入されれば、生活保護受給者は大変だという意見もあったが、住宅手当も支給されており、負担が増えたとしても、生活保護制度の中で解決していくものである。なお、前回の導入検討時には、合併して間もないことや他の課題も絡んでいたので条例提案を見送ったが、今回は、今後のまちづくりの方向性も含め、議会の判断に委ねようと考えている。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第7回）

日時	平成31年2月2日（土） 19:00～20:30
会場	コミセンきたの
参加者	市民6人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	市街化調整区域の地区計画については、今後も増えていく見込みはあるのか？	まちづくり
回答	現在のところ、篠原駅前、西河原において地区計画の提案がされている。	
意見	駅前でもマンション、アパートが建設され、子どもが増えると学校の教室が足りるか心配している。	
回答	学校は計画的に整備している。	
意見	空き家が増えており、朽ちてしまっている建物もある。この対策に、都市計画税を使うことは可能なのか。都市計画も大事であるが、それ以上に空き家問題をどうにかしないと、誰も住まなくなってしまう。この問題にも財源をまわすことはできないか。	使途
回答	空き家対策としては、都市計画税の議論とは別に、市街化調整区域の既存住宅を除却し更地となった場合でも、自己用住宅を建てることのできるよう条例改正の手続きを進めている。	
意見	雨水排水対策という話があったが、農業用水路でも雨水を受けている箇所がある。そうした農業用水路の改修などにも、都市計画税は充ててもらえるのか。	使途
回答	都市計画税で対応できるものとできないものがある。農業用施設には、受益者負担のルールもあるので、都市計画税の議論とは別に、支援すべきものには支援していく。	
意見	市街化区域の割合が低いということだが、今後、大規模に増やすということはあるのか。地区計画区域を市街化編入していくのか。	まちづくり
回答	地区計画区域も市街化区域に編入していく考えであるが、それ以外にも国道8号バイパス沿いなど、平成28年3月に策定したまちづくりビジョンにおいて将来優先的に市街化区域に編入する地域を示している。	

発言要旨		分類
意見	道路整備の話があったが、北野小学校の交差点では、朝の時間帯にかなり渋滞する。	使途
回答	駅へのアクセス道路だけでなく、国道8号バイパスへのアクセス道路も検討している。新たな都市計画道路を整備しようとするれば、用地の確保も必要となるため、都市計画税を導入すれば、その財源にも充てることができる。	
意見	都市計画税収入は約3.5億円の見込みということだが、足りない分は一般財源を充当するのか。	導入(案)
回答	都市基盤整備には一般財源も充当する。本市では今まで一般財源のみで都市基盤整備を行っており、都市計画税を充当することで、負担割合を健全化しようとするものである。	
意見	思い切って時限的に税率0.3%としてはどうか。その方が都市基盤整備が早く進むだろう。	
回答	今まで導入していなかったもので、穏やかに進めた方が良いと考えている。守山市や栗東市も0.2%である。	
意見	物事は早く進めようと思えば、経費が掛かる。しかし、インターネットが普及し、情報が飛び交っている今の社会では、物事を早く進めなければ世の中が変わってしまう。基盤整備を進めれば自然と人口は増えていく。そのタイミングがずれてしまえば、いつまでも人口は増えない。	
回答	職員とともに真剣に進めている。平成21年度当時も厳しい状況だったが、庁舎を統一するなど、様々な課題を整理した。工夫をしながら、雨水幹線整備もかなり早く整備している。	
意見	次の議会に提案するということが、実施はいつからになるのか？	時期
回答	データ整理が必要となるほか、納税義務者は1月1日現在の所有者となるので、2020年度(平成32年度)課税になると見込んでいる。	

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第8回）

日時	平成31年2月3日（日） 10:00～11:50
会場	コミセンなかさと
参加者	市民28人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	市民懇談会の後、どのようなスケジュールで都市計画税の導入を進めていく予定なのか。	時期
回答	都市計画税条例を市議会2月定例会に提案して、審議・採決いただく予定である。	
意見	地域で検討するには、あまりに時間が短すぎるのではないか。議会への提案をもう少し延ばすことは考えられないか。	
回答	前回の平成21年度当時にも議論していて、今回はその続きである。何を行うために議案の提案時期を延ばすのか、合理的な理由が必要である。市民懇談会を重ねるにしても、全ての市民のみなさんと対話を行うことは不可能であるため、市民代表である議会での熟議・議決に委ねようと考えている。	
意見	これまで都市基盤整備事業に投入してきた一般財源は、年間平均6億円程度である一方で、都市計画税収入は約3.5億円の見込みということだが、都市計画税を導入しても、一般財源を充当して都市基盤整備を行うのか。	制度
回答	目的税は、事業費の一部に充当するものであり、事業費の全てを賄う制度ではない。本市では一般財源のみで都市基盤整備を行っており、目的税である都市計画税を充当して、負担割合を健全化しようとするものである。	
意見	現状の狭い市街化区域のままでは、将来的に過疎化してしまう恐れがある。都市計画税を財源に、住宅地を増やしていくことで、それが呼び水となって、まちが発展していくと思う。	用途
回答	そのとおりで、例えば大津湖南幹線は4車線で整備を進めているが、交差する市道についても、場合によっては拡幅したり、歩道を整備したりする必要があると考えている。このように都市計画税は、新しく展開する事業だけでなく、従来の市街化区域における道路改良や排水対策の財源にも使えるものである。	
意見	税の公平性からすると、市街化区域だけでなく、市内全域に課税するべきだと考える。	制度
回答	市街化区域には、重点的に都市施設を整備している。例えば、市街化区域では、ほとんどが舗装されているため、雨水は路上浸透されずに、周辺地域に流れることになるので、共同で排水対策を行う必要がある。そうした財源に、都市計画税を充当するものである。	

発言要旨		分類
意見	市街化区域に住んでいる人と、市街化調整区域に住んでいる人で、それぞれ考え方は違おうだろう。増税になる区域に住んでいる人の思いをしっかりと汲んで考えて欲しい。一般財源で整備できる場所は、一般財源で対応して欲しい。わざわざ都市計画税を導入して、実施しなければいけないというものではないと思う。	制度
回答	市街化区域には、様々な都市施設が整備され、利便性が高いために、区域内の土地・家屋には過大に受益があると言える。都市計画税の導入によって負担が増えるのではなく、現状は負担が少ないので、それを均等にするという考え方である。	
意見	不公平感を少しでも解消するため、市街化区域の見直しをしたうえで、都市計画税の導入をしてはどうか。	まちづくり
回答	市街化区域は増やしている。また現在も、2020年度に予定されている区域区分の見直しに向けて、準備を進めているところである。	
意見	近所の高齢者や子育て世代に、都市計画税の導入について意見を聞いたところ、「収入も少ないし、これ以上税金が増えると生活ができず、とても困る」という話だった。市長の考えを聞かせて欲しい。	その他
回答	高齢者福祉や子育て支援などに、直接、都市計画税を充当することはできないが、これからの高齢化に備えたサービスや子育て支援を行っていくためには、近隣他市と同様に、都市基盤整備には都市計画税を充当していく必要がある。それぞれの負担は増えるものの、サービスとして還元されるものである。	
意見	前回の導入検討の後、8年間何もして来なかったのか。この8年間に、なぜ都市計画税が必要なのかという説明が継続してされてきても良かったのではないか。	その他
回答	前回以降、都市計画税の導入について議論には供していない。しかし、大津湖南幹線や国道8号バイパスの整備など、まちの展望を感じられる事業を推進してきた。現場が動き、実際にまちが変わっていくという実感の中で、都市計画税の導入に理解を得られる方策を採ってきたものである。	

都市計画税の導入検討に係る取り組みについて

(市議会)

日 時	会議等	内 容
H30. 10. 25	全員協議会	都市計画税の検討を開始したことを表明
H30. 11. 21	全員協議会	検討に至った理由、検討内容などを説明
H30. 12. 6 ～7	11月定例会	一般質問での議論
H30. 12. 17	都市基盤整備特別委員会	議会との議論
H31. 2. 14	都市基盤整備特別委員会	市民懇談会の結果報告

(懇談会等)

日 時	会議等	内 容
H30. 10. 15	自治連合会役員会	都市計画税の検討を開始したことを表明
H30. 10. 19	まちづくり井戸端座談会	〃
10-11月	自治連合会行政懇談会	〃
H30. 11. 5	工業会行政懇談会	〃
H30. 12. 14	商工会行政懇談会	〃
H30. 12. 12	自治連合会役員会	検討に至った理由、検討内容などを説明
H31. 1-2月	市民懇談会	市民との意見交換 (計8回 延べ85人参加)
H31. 2月	市民懇談会 (自治会)	市民との意見交換 (2自治会から申込み)

(審議会)

日 時	会議等	内 容
H30. 12. 14	都市経営審議会	検討に至った理由、検討内容などを説明
H31. 1. 29	都市計画審議会	検討に至った理由、検討内容などを説明
H31. 2. 26	都市経営審議会	市民懇談会の結果報告(予定)

(広報等)

日 時	会議等	内 容
H30. 11. 21	定例記者発表	検討に至った理由、検討内容などを説明
H30. 11. 22	新聞記事掲載	中日新聞、京都新聞
H30. 12月	広報12月号 (市長メッセージ)	都市計画税の検討を開始したことを表明
H31. 1月	広報1月号 (導入検討)	検討に至った理由、検討内容などを説明
H31. 2. 2	報道取材	市民懇談会(コミセンぎおう) ZTV

(市民懇談会の周知)

日 時	会議等	内 容
H30. 12. 12	自治連合会役員会	
H31. 1月	広報1月号	
H31. 1. 11	ポスター・チラシ	市内公共施設 17施設において掲示・配布
H31. 1. 17	自治会長宛お知らせ	全自治会長宛に開催案内
H31. 1. 24	報道資料提供	
H31. 1. 25	街頭呼びかけ	南口・北口駅前広場 (チラシ約300枚を配布)
—	市ホームページ	随時更新